

**令和8年度  
建設工事等入札参加資格者名簿**

**広島県水道広域連合企業団**

## 凡 例

- 1 広島県内に主たる営業所を有する建設業者（広島県知事許可業者及び大臣許可業者）については、主たる営業所の所在する地域順（下表のとおり。）に、先に知事許可業者を許可番号順に記載し、次に大臣許可業者を許可番号順に記載した。

	地 域 名	市 町 名
1	広 島 地 域	広島市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
2	廿 日 市 地 域	大竹市、廿日市市
3	呉 地 域	呉市
4	安 芸 太 田 地 域	山県郡安芸太田町、北広島町
5	東 広 島 地 域	竹原市、東広島市、豊田郡大崎上島町
6	尾 三 地 域	三原市、尾道市、世羅郡世羅町
7	福 山 地 域	福山市、府中市、神石郡神石高原町
8	三 次 地 域	三次市、安芸高田市
9	庄 原 地 域	庄原市

（全 2 3 市町）

- 2 広島県以外の都道府県に主たる営業所を有する建設業者（知事許可業者及び大臣許可業者）については、先に知事許可業者を都道府県別に許可番号順に記載し、次に大臣許可業者を許可番号順に記載した。

2 この名簿の様式及び各欄の表示は、それぞれ次のとおりとした。

(1) 許可番号

建設業の許可番号を示す。

(2) 希望業種（32業種）

ア 希望する建設工事の種類に記載に当たっては、次の略号を用いた。

土 建 大 左 と 法 石 屋 電 管 タ	土木一式工事	鋼	鋼構造物工事	通	電気通信工事
	プレストレストコンクリート工事	橋	鋼橋上部工事	園	造園工事
	建築一式工事	筋	鉄筋工事	井	さく井工事
	大工工事	舗	舗装工事	具	建具工事
	左官工事	し	しゅんせつ工事	水	水道施設工事
	とび・土工・コンクリート工事	板	板金工事	消	消防施設工事
	法面処理工事	ガ	ガラス工事	清	清掃施設工事
	石工事	塗	塗装工事	解	解体工事
	屋根工事	防	防水工事		
	電気工事	内	内装仕上工事		
	管工事	機	機械器具設置工事		
	タイル・レンガ・ブロック工事	絶	熱絶縁工事		

イ 希望業種の略号の○印は、特定建設業の許可を示す。（特定建設業の許可を受けているときは、発注者から直接請負う1件の工事につき、5000万円（建築一式工事にあっては、8000万円）以上の下請契約を締結して施工できるものである。）

(3) 客観数値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び29の規定による経営事項審査の総合評定値を記載した。

(4) 主観数値

水道事業において発注件数の多い6業種（土木一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事、機械器具設置工事、電気通信工事）については、主観数値は0とし（令和11年度から水道企業団独自の評価を行う予定）、その他の業種については広島県の建設工事等入札参加資格者名簿（以下「広島県名簿」という。）の数値を記載した。

(5) 総合数値

客観数値と主観数値を合計した数値を記載した。

(6) 等級

広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱（令和5年4月1日制定）第3条別表第1により格付したものを記載した。水道事業において発注件数の多い6業種（土木一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事、機械器具設置工事、電気通信工事）については、主観数値を0として総合数値を算出し格付した。

格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コ ンクリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	970 以上	1,095 以上	930 以上	1,015 以上	1,060 以上	840 以上	845 以上	885 以上
B	800 以上	845 以上	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	780 以上	790 以上
C	665 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	690 以上	670 以上
D	665 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	690 未満	670 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道施設工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機械器具設置	電気通信工事	
A	850 以上	970 以上	890 以上	925 以上	755 以上	855 以上	900 以上	
B	755 以上	790 以上	770 以上	795 以上	665 以上	650 以上	645 以上	
C	695 以上	690 以上	590 以上	715 以上	665 未満	650 未満	645 未満	
D	695 未満	690 未満	590 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

(7) 技術職員数

経営事項審査総合評定値通知書に記載されている「1級技術職員数」「2級技術職員数」「その他技術職員数」について、それぞれ建設工事の種類ごとに転記した。

(8) 街路樹剪定士資格を有するものの有無

○印は、造園工事業を希望する者で、街路樹剪定士資格の登録を受けた技術者を有することを示す。

(9) 県建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項（優良建設業者表彰回数、ISO14005、建災防加入、消防団協力事業所の認定、障害者雇用の状況、地域防災活動への貢献、広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録、社会資本維持管理活動への貢献、CCUSの活用状況）

広島県名簿の数値を記載した。